9月定例教育委員会会議録

公開案件

公用条件			
開催日時	時 令和4年9月29日(木) 午前10時から		
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室		
	委 北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 員 【計5人出席】		
出席者	事 務 沖本課長補佐、中垣主任、上羅 局		
	【教育委員会】 竹平教育部長、垣見教育部次長、伊東教育部次長、石原教育センタ 理 一所長、五味原教育政策課長、細川地域教育課長、牧野学校教育課 事 長 者		
開催形態	公開 (傍聴人 0人)		
議題	1 教育長報告 (1)令和4年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後 児童健全育成事業補助金交付要領の制定について (2)令和5年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について 2 議案 議案第25号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部 改正について 3 協議事項 (1)今後の部活動の在り方について		
決定取り纏め事項	1 教育長報告 (1)令和4年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定については、了承した。 (2)令和5年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項については、了承した。 2 議案 議案第25号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正については、可決した。		

			3 協議事項	
			(1) 今後の部活動の在り方については、意見交換・協議した。	
担	旦 当 詩	課	教育委員会教育部 教育政策課	
議事の内容				
教	育	長	皆さん、おはようございます。	
			定刻になりましたので始めさせていただきます。	
			事務局より資料の説明をお願いします。	
事	務	局	本日の資料は、既にお渡ししているとおりでございます。 以上です。	
			外工 ()。	
教	育	長	本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。	
			ただいまから、9月定例教育委員会を開会いたします。	
			本日の会議録署名委員は、私と川村委員でお願いいたします。	
			次に、会議録の確認を行います。	
			8月定例教育委員会の会議録署名委員は、梅田委員です。	
			梅田委員、いかがでしょうか。	
梅	田委	員	結構です。	
教	育	長	ありがとうございます。	
			それでは、本日の案件に入ります。	
			本日の案件は、教育長報告2件、議案1件、協議事項1件でございます。	
			なお、前月、使用承認した後援名義は21件でございましたので、ご報	
			告を申し上げます。	
			本日の案件は全て公開の案件となっております。	
			それでは、教育長報告から始めます。	
			案件の順番が前後いたしますが、最初に、教育長報告(2)「令和5年	
			度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について」、学校教育課長よ	
			り説明願います。	
学は	交教育	鯉馬	令和5年度奈良市立一条高等学校入学者選抜に向け、令和5年度奈良市	
J 1.	X 4X H	IIV X	立一条高等学校入学者選抜実施要項を作成いたしました。例年、奈良市立	
			一条高等学校入学者選抜につきましては、奈良県立高等学校入学者選抜に	
			準じて行っております。今年度につきましても、県教委事務局より、令和	
			5年度奈良県立高等学校入学者選抜実施要項に関する情報提供をいただ	
			きながら、今回作成を行っております。	

お手元の資料1ページから12ページが令和5年度奈良市立一条高等

学校入学者選抜実施要項となっており、1ページから3ページが推薦選抜、4ページから6ページが一般選抜、7ページから8ページが2次募集となっており、3種類の要項を設けております。

また、9ページから 1 2ページには、それぞれの選抜募集の実施概要を示しております。

さらに、参考資料といたしまして、13ページから16ページには今年度の変更点をまとめさせていただいたもの、また、17ページから19ページには調査書等の様式をつけさせていただいております。

それでは、12ページまでの部分におきまして、昨年度からの主な変更 点といたしまして9点ご説明をさせていただきます。

まず1点目は、1ページの推薦選抜実施要項、3、出願方法及び手続の (5) です。

ここで、出願できない者の記載を奈良県内の公立高等学校の特色選抜と 大和中央高等学校のA選抜に出願した者というふうにいたしました。これ は、奈良県立大学附属高等学校の検査日が推薦選抜の検査日と異なるた め、県立大学附属高等学校に出願した生徒が推薦選抜への出願が可能とな っております。このため、従来示しておりました奈良県内の公立学校とい う表現を改め、検査日が同じになるため同時に出願できない選抜を具体的 に示したものでございます。

続きまして、2点目といたしまして、2ページになりますが、4、調査書等の提出の(2)の提出先を奈良県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課長としております。これは、県の教育委員会事務局内における組織管理による名称変更に伴うものとなっております。

続きまして、3点目といたしまして、4ページ、一般選抜実施要項の2、 一般選抜を実施する学科及び募集人員のうち、外国語科の記載内容です。 外国語科では、合格者数が募集人数に満たない場合に限り、一般選抜にお いても外国語科の募集を行いますが、令和4年度は、一条高等学校へ出願 した者に対して順位をつけて2学科まで志願することができるというふ うにしておりました。この分につきまして、令和5年度は、「出願できる 者は推薦選抜又は特色選抜を受検した者であり、かつ、一条高等学校外国 語科を第1希望、一条高等学校普通科もしくは県立高等学校の一般選抜で 定員の全てまたは一部を募集する学科を第2希望とする者 | としますとい うふうに改めました。これは、県立高等学校入学者選抜実施要項におきま して、特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科について、特色 選抜受検者に限り、一般選抜において、学校を超えて志願できるようにな ったことに準じるためです。このことにより、従来は一般選抜を実施する 一条高等学校外国語科を希望する場合は、必ず一条高等学校へ出願しなけ ればならなかったものが、ほかの県立高等学校へ出願しつつ、一条高等学 校外国語科を第1希望として出願することが可能となりました。

また、県立高校の特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科を 第1希望とする生徒であっても、一条高等学校普通科を第2希望として出 願することも可能となっております。

このことを受けまして、4点目といたしまして、4ページから5ページにかけての3、出願方法及び手続の(3)の項目に、志願者のうち、推薦選抜又は特色選抜を受検した者で、一般選抜を実施する推薦選抜又は特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学校・学科を第1希望として、普通科に出願する者に対して、それぞれ必要な書類を添えるよう求めるとともに、提出書類を記載しております。

5点目の変更といたしまして、続いての5ページ、3、出願方法及び手続の(4)ですが、こちらのほうは、外国語科を第1希望として、県立高等学校の一般選抜に出願する者に対して求める書類を掲載しております。この場合は、受検願と推薦選抜又は特色選抜の受検票の写しの提出を求めることとなります。

また、これに該当する生徒は、県立高等学校へ出願することになるため、 一条高等学校で受検することはございません。

6点目の変更といたしまして、5ページ、3、出願方法及び手続の(6) に受検票を交付する対象として、推薦選抜または特色選抜を受検した者 で、一条高等学校において受検する志願者を追加しております。

また、7点目といたしまして、6ページですが、7、合格発表の(2)に合格発表日の追加を行っております。これは、県立高等学校の特色選抜を第1希望とする志願者の合格発表が、一般選抜の合格発表日の前日に設けられましたことを受けたものです。外国語科として普通科の合格発表の前日となります令和5年3月15日水曜日を追加しております。

8点目といたしまして、これまでご説明申し上げました変更、追加を反映させたことにより、9ページからの実施概要から、昨年度では記載しておりました第2志望の取扱いに関する箇所を削除しております。

また、10ページの一般選抜概要の欄外に、外国語科が推薦選抜で合格者数がもし募集人員に満たなかった場合、一般選抜を実施するということを記載し、併せて出願できる条件を推薦選抜又は特色選抜を受検した者が外国語科を第1希望とし、一条高等学校又は奈良県立高等学校の一般選抜を第2希望とすることと記載しております。

最後に、9点目といたしまして、要項の最後のページとなります12ページから、昨年度掲載しておりました調査書の記入例を削除しております。これは、記入例に示しておりました第1希望等を記載する項目が、県が作成しました調査書の様式からなくなったことを受けて対応しているものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

事前にも説明をさせていただいていると思いますが、改めてご質問等ご ざいましたらお願いします。

柳澤委員。

柳澤委員

一条高校に志願する場合、あるいは県立に志願する場合、こういう方法 があるということを、各中学校で分かりやすい説明をされたんですか。保 護者から見ると、どことどこをチェックしたらいいか分からない。そうい う意味で、一条高校の入学者選抜説明会や学科説明会、あるいは学校全体、 校長会等でこう変わりましたというアナウンスはされるのでしょうか。周 知の仕方です。

学校教育課長

そのことにつきましては、まず、県立高等学校の募集要項が発表された 段階で、県教育委員会で2日間に分けて中学校対象に説明を行っておりま す。一条高等学校につきましても、併せて各中学校を回って説明をすると いう形で対応すると聞いております。

柳澤委員

分かりました。ありがとうございました。

教 育 長 ほかにご質問ございませんでしょうか。 梅田委員。

梅田委員

今の柳澤委員のご質問と同じ趣旨になりますが、受検対応をする一条高 等学校側としましても、そこの受け止めや様々な準備等々に関わって混乱 等なく、準備に向けてスムーズに動くことができている状況でしょうか。

学校教育課長

当課も含めまして、県の教育委員会とも連携を取りながら、例えば調査 書のデータのやり取りについては、高校に負担がないような形でサポート しながら調整し、進めてまいりたいと考えております。

梅田委員 ありがとうございました。

大きな間違いや手続上の問題が起きないように進めていただければと 思います。

教 育 長

ほかよろしいでしょうか。 川村委員。

川村委員

今ご説明いただいた内容とは少しかけ離れるかもしれないですが、手元 にいただいた資料の17ページの調査書です。

以前、同じような質問させていただいたんですが、中学校でも制服を自 由に選べる環境が整いつつある中で、やはり性別欄があるということを親 としてはとても気にしています。これは学校長が書かれる書類か、担任、 先生が書かれるものですか。

学校教育課長

これは学校で作成をするものです。

川村委員

性別欄をここに残すことがよいのかどうか。もう少しその辺を考えてい ただきたいなと思って、今提案させていただきます。

学校教育課長

その件につきましては、県教委との調整も図りながら、来年以降どうい う形にしていくのか、今後、検討を進めてまいりたいと思っています。

川村委員

よろしくお願いします。

教 育 長

柳澤委員。

柳澤委員

先ほど梅田委員がおっしゃったんですけれども、システムの切替えは、かなり慎重にやらないといけないと思います。県の各高等学校がどういうふうにされているのか、情報交換、連携を取りながら、丁寧に、なるべく負担のかからない形で対応していただけたらと思います。よろしくお願いします。

教 育 長

よろしいでしょうか。

今、各委員からの意見にありましたように、子どもや保護者が理解できるよう、各学校に分かりやすく説明し、子どもの受検機会を適正に保障していくことを改めてやらなければならないと思います。

もう一点は、今、柳澤委員もおっしゃったように、今年度以降の受検に当たっては校務支援システムを使っていくということですが、大阪府内のある市では、何年間にもわたって調査書が十分な形でなかったということが報道されています。例年行っているということでルーチンな作業になるのではなく、緊張感を持って、改めて点検を行い、しっかりやっていただきたいと思っております。

川村委員からご意見いただいた性別欄の記載については、来年に向けて 県教委と調整を図ってもらいたいと思います。

ちなみに受検票には記載はないですね。

学校教育課長

受検票にはないです。

教 育 長

分かりました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、この件につきましてご意見がないようですので、教育長報告(2)「令和5年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について」は了承いたします。

次に、教育長報告(1)「令和4年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定について」、地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

資料の1ページからご覧ください。

昨年度、それから、一昨年度についても、新型コロナウイルス感染症の 感染が続いている中で、安全かつ安心な保育を民間の放課後児童クラブで 行うために、補助金の交付要領を定め、それに基づき補助をしてきたとい う経緯がございますが、今日ご報告するのは、その令和4年度版です。

資料の1ページの1番、2番の部分ですけれども、補助対象団体については、奈良市内で民間の放課後児童クラブを運営されている社会福祉法人と公益財団法人が対象となっております。

補助対象事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業となり、具体的な補助メニューが3番の(1)に定めております。

まず1つ目が、事業所が行う子ども用マスク、消毒液等の購入、事業所等の消毒や感染症予防の広報、啓発などの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために必要な経費、この経費に関しましては、支援単位当たりの人数に応じて、多ければより多い基準にさせていただいております。

それから、2番目に、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策のための改修経費です。具体的には、より換気をしやすくしたり、手洗いのところになろうかと思いますけれども、そういったコロナ対策のための施設の改修経費です。

それから、ICT化推進事業ということで、連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入などの環境整備に係る経費であったり、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるような、そうしたシステム基盤の導入に係る経費です。

2ページの4番は交付申請、5番は交付決定、6番は事業実績の報告、 7番は帳簿等の管理、8番はその他の事項について定めています。

資料の4ページから8ページは、交付要項の申請書類の様式、さらに資料の9ページ、10ページについては、今回の要領制定のために参照しております国の子ども・子育て支援交付金の定めの該当場所の写しです。国の基準を参照して、今後の補助メニューの仕組みづくりをしているということでございます。

今回のこの交付要領を定めるに当たっては、一定、民間の事業所がどんなものを求めておられるかということもあらかじめ聞かせていただいた上で、ニーズが合うと判断できるものについて、この3つの具体的な補助対象経費と定めました。

説明は以上になります。

教 育 長

この件に関してご意見、ご質問ございませんでしょうか。 畑中委員。

畑中委員

今、課長から説明のあったとおり、この補助金の種別、どれも必要な事業になってくるかと思います。今、既に放課後児童育成事業を運営されて

いる法人においては、万全のコロナ感染症対策を既に実施されながら事業 を運営していただいていると思うんですけれども、補助金なので取りあえ ず申請してみようかというようなことではなく、課長がおっしゃったよう にきちっとニーズに合っているかということを判断していただき補助金 が適正に使われる、そういうような形にしていただきたいと思います。

地域教育課長

もちろん補助ですので、適正な審査の上で交付することは当然のことですし、民間の学校園ともコロナの陽性の児童のことで話をする機会があるんですけれども、かなり気を使われているというか、感染対策をご自身で工夫されている様子はお伺いしておりますので、このように必要な補助を行い、民間保育でもしっかりと感染症対策をしながら過ごせるように対応していきたいと考えております。

教 育 長

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、教育長報告(1)「令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補 助金交付要領の制定について」は了承いたします。

続いて、議案第25号「奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について」、地域教育課長より説明お願いします。

地域教育課長

1ページが、例規の制定改廃調書です。今回は、国の子ども・子育て支援交付金の交付についての一部改正を受けまして、奈良市における民間の放課後児童クラブに対する補助の基本的なルール、先ほどはコロナに特化した部分でしたけれども、いわゆる民間の放課後児童クラブに補助をする基本部分のルールについて国のルール変更に追随する形で変えさせていただきたいということでございます。

具体的には、次の2ページと3ページに新旧対照表で改正内容をお示ししております。補助基準額が別表で定まっており、年間開所日数が250日以上の放課後児童健全育成事業所の、構成する児童の数が1人から19人までの支援に関しての補助基準額が、従前の基礎額が255万3,000円であったところを、今回、国のルール改正に追随する形で255万4,000円という形で、少しですけれども、金額が多くなるということでございます。

以下、人数や補助メニューに応じて、少額の増額という形での改正になっておりますが、国が増額という形でルール変更をしておりますので、奈良市についてもそれに沿う形で、より民間の放課後児童クラブを応援していくという考えに立ち、増額の改正を行います。

ちなみに、以前にも調べたんですが、この国のルール変更に伴い、今回 奈良市のようにしっかり追随している自治体もあれば、見送ったという自 治体もあるということで、少し自治体によって国に追随するかしないかと いうのは、そのときそのときで判断をされているようです。奈良市に関し ては、近年しつかり追随し、国が上げたら奈良市も上げるという形でやっ ておりますので、今回要綱改正ということで、本日議案として提出いたし ました。

本日お示ししている資料は、次の4ページが例規の改め文、それから、 5ページから12ページが現行の交付要綱、それから、13ページから1 9ページが参照資料です。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。 何かご質問ございませんでしょうか。 柳澤委員。

柳澤委員

お伺いしたいのですが、前提として、国の基準等の変動に追随してとい う言葉を数回繰り返されたんですけれども、各地の地方自治体では、国の 追随ということではなく、やらないというケースがあると先ほど説明いた だいたのですが、さらに地方自治体として現に、いわゆるこの支援策を充 実させたいという観点から、上乗せしているケースがあるかないか教えて ください。

地域教育課長

国のルールに追随する、しないという考え方もありますし、独自のいわ ゆる自治体内ルールをつくることも可能となっております。したがいまし て、国の水準を、分かりやすく言うと度外視して、低く設定することもで きますし、あるいはさらに高く設定することも可能だということで、実際 にそうされている自治体もあるというふうには聞いております。

柳澤委員

逆に国より高く上げると何かほかのところに影響するという配慮があ り得るんでしょうか。重点ポリシーで子育て支援のこの部分に少しウエー トを置く、その辺は裁量の余地があるということですか。教育委員会の裁 量ではなしにという話ですか。

地域教育課長 そうですね。一つはそれぞれの自治体が、どんなふうに考えられるかと いうことがあるかと思いますし、それから、もう一つは、いわゆる放課後 児童クラブのそれぞれの自治体のありようみたいなところです。奈良市の 場合は、公立のバンビーホームが現行42か所、小学校ごとにありまして、 加えてこの5か所の民間の放課後児童クラブがございます。自治体によれ ば、公立のものは全くなく、全て民間に委託をしてやっておられるような ところもありますし、あるいは委託ではなくて、補助してやっておられる というところもあると思いますが、どの程度の金額的な支援を行うかは、 その自治体なりの判断になろうかと思いますし、それを考える上では、放 課後児童の保育のニーズや、事業所のありようみたいなところも判断材料 になってくるかと思います。奈良市の場合は、すごくベーシックですけれ ども、一つは国のルールを参照させていただいているのと、先ほども申し上げましたが、国がプラスアルファの改定をしたときには、それは国としても社会情勢を考慮した上で上げているということですので、今回もそうですが、しっかり追随し、上げる形で対応しております。

柳澤委員

ありがとうございました。

教 育 長

ほかよろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第25号 「奈良市放課後 児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について」、採決をいたしま す。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案どおり可決することに決定をいたしました。ありがとうございました。

それでは、次に、協議事項にいきたいと思います。

今月の協議事項は、今後の部活動の在り方についてでございます。

初めに、事務局の学校教育課から本市の部活動の取り巻く現状について、そして、今後の部活動改革をどのように進めていこうとしているのかをご説明させていただきますので、またご意見賜りますようよろしくお願いをします。

それでは、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長

それでは、本日ご協議いただく内容につきまして、今後の部活動の在り 方について、資料に基づきご説明させていただきます。

初めに、お手元の資料には、1ページに部活動についての説明、その後、 2ページに資料1から10までの資料を添付しております。

それでは、1ページをご覧ください。

部活動は、学習指導要領にもございますように、学校教育の一環として、 人間形成の機会としての意義を深め、非常に長い時間をかけて日本の教育 における独特の文化として根づいてまいりました。

また、日本のスポーツや文化の振興を草の根から支えてきたという側面 もございます。

本日の協議では、部活動の意義とこれまで果たしてきた役割を踏まえながら、部活動指導を支える教員と部活動指導員の実態、今後の少子化と教員の減少等による学校規模の縮小など、様々な課題を克服し、今後の部活動の在り方、部活動に代わる新たな形を創出していくための方向性についてご意見を賜われればというふうに思っております。よろしくお願いいた

します。

それでは、資料の概要説明をさせていただきます。

資料の1、2につきましては、文部科学省及びスポーツ庁の部活動改革 の方向性を示した資料です。

資料の3は、市立中学校の生徒数と部活動所属生徒数及び設置部活動数 を示した資料となっております。

資料の4、5につきましては、部活動指導員派遣事業の効果と課題を示した資料です。

資料の6、7につきましては、今後の部活動運営についての資料となっております。

資料の8につきましては、部活動地域移行をモデル的に取り組んでおります生駒市の取組概要となっております。

資料の9は、教員が休日に地域部活動に従事する場合の兼職兼業についての説明資料です。

最後に、資料10は今後の方向性とスケジュールをお示ししております。

それでは、資料の1及び2をご覧ください。

資料1につきましては、令和2年9月に文部科学省及びスポーツ庁から 出された学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についての概要でござ います。

ここには、部活動が意義深い活動である一方、教員の長時間勤務の要因となったり、指導経験のない教員にとって大きな負担になったりしていることにより、生徒にとって望ましい指導を受けられない場合があるなどの課題があることから、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要であるというふうにされております。

その状況を踏まえ、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がないという環境を構築する一方で、部活動の指導を希望する教師は引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築することで、生徒の活動の機会を確保するために、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備することとしております。

資料の2につきましては、スポーツ庁による運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言の内容です。これと同様に、今回はお示ししていないんですけれども、文化庁のほうからも文化部活動につきまして同様の提言が出されておりまして、いずれも令和7年度末を目途に休日の部活動を地域移行していくというような形で整理が示されております。

続きまして、資料の3をご覧ください。

本市の生徒数、部活動所属数及び設置部活動数のグラフとなっております。生徒数及び部活動に所属する生徒数は、緩やかに減少しております。しかし、部活動数については大きな減少をしておりません。今後、教員の減少も進んでいくことから、活動を維持していく、持続していくということが困難になる可能性があるというふうに考えております。

また、部活動に所属する生徒数も減少していることから、現在の部活動というのが子どもたちのニーズに必ずしもマッチしていない可能性があるということも見てとれると思っております。

続きまして、資料の4をご覧ください。

部活動指導員の派遣状況です。本事業につきましては、派遣人数、派遣 校数など、年々伸びている状況となっております。

資料の5をご覧ください。

先ほどの資料で事業ニーズが上がってきているという一方で、このグラフから課題も見えてきております。部活動指導員が配置されたことにより、生徒のスキルアップや教員顧問の精神的な負担軽減につながっているとともに、一定時間的な負担も軽減されているということが分かると思うんですけれども、休日に休養を取得できたと回答された値は、過去3年を見ておりますと20%程度という状況です。要因として考えられますのは、例えば公式戦等に教員顧問単独もしくは指導員と複数体制で引率している割合が9割を超えているというところにあるというふうに考えております。

また、日常の活動におきましても、教員顧問が常に一緒に活動する状況が4割強ありまして、その状況は3年間で改善は見られておりません。

このことから、教員自身が部活動を自身の業務から完全に切り離し、部活動指導員に任せ切るということができていないという実態があることが分かります。

学校の部活動は、技術的な指導にとどまらず、生徒指導や保護者対応、また、顧問同士の調整、大会運営などあらゆるタスクをこなしていく必要がございます。特に、生徒指導や保護者対応につきましては、教員としても部活動指導員に全てを任せるための共通理解、マインドセットというのが非常に難しいのかなというふうに考えているところです。

また、部活動指導員にこれらを全て任せた場合に、逆に保護者や生徒からの不安感というのが上昇するのではないかというようなことや、また、現在の待遇のままでは部活動指導員を続けてくださらない可能性もあるのかなというふうに考えております。

続きまして、資料の6をご覧ください。

そこで、本市といたしましても、国が示す方針にのっとり、部活動運営について考えていかなければなりません。お示ししております資料は、まず1.運営体制を図式化して示しております。左側は、現在の部活動の体制です。学校の下で教員が指導をして活動、運営しているという形でございます。その体制を、右側のほう、令和7年度末までに、休日に限ってなんですけれども、地域に移行をしていくという必要があると考えております。地域部活動として地域団体等の運営者の下で地域の指導者の指導による運営がなされていく、こういった形に移行していかなければならないと思っております。

続きまして、2、活動種目の適正化、下のほうですけれども、参加生徒

数や指導者の有無等によりまして、近隣校との部活動の統廃合というのも 視野に入れていく必要があると考えておるところです。

続きまして、資料の7をご覧ください。

例えば、今ある運動部活動を地域移行させるとなった場合に、必要な検討組織を図で表したものです。ここでお示ししておりますように、教育委員会だけではなく、市長部局も含め、各種関係団体との連携が必要であると考えております。学校教育課といたしましても、今年度中に検討組織を立ち上げる準備を進め、地域の受皿づくりを検討していくべきであると考えております。

続きまして、資料の8をご覧ください。

こちらは、先進的に取り組んでいる生駒市の取組でございます。今後、このように先進的に取り組んでいる自治体に赴くなどし、情報を集め、本市の実態に合った体制を構築していく必要があるというふうに考えております。生駒市の場合であれば、地域移行する団体として、体育協会であるとか総合型の地域スポーツクラブであるとか、こういう民間の力も借りながら部活動を休日運営する取組をされております。

続きまして、資料の9をご覧ください。

地域移行を取りましても、指導者の確保というのが、大きな課題になると考えており、先ほどの生駒市においても同様の課題があるというふうに聞いているところでございます。そこで、国も地域部活動に教員が参画できるよう、兼職兼業の取扱いについて示してきております。しかし、労働時間についてどのように管理するのか、また、運営主体を明確に学校と切り離した形にしなければならないといった課題もございます。

最後に、資料の10をご覧ください。

これまでご説明申し上げましたことを踏まえまして、今後のスケジュールと進めていく方向性を示させていただいております。来年度からモデル校で実施をしながら、最終的には令和7年度末に休日の部活動を地域へ移行していく形で進めていければなというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

事前に説明し、資料もお示ししておりますが、各委員には、直に結論が 出るものではなく、いろいろなご意見をお聞きしたいと思っています。

今年度の7月に運動部活動の地域移行に関して、続いて文化部活動の地域移行に関する方針が出されたことで、それ以降、新聞なり報道でもよく取り上げられております。しかし、私も保護者の方にお会いし、このことについてお話をしましたら、部活動がなくなるんですかというイメージで捉えておられました。県・中核市・全国の教育長会の会合に行っても、議論の過程も含め、これからどんなスケジュールで移行されるか説明が不十分で、下ろされてきたのは6月頃でした。説明もスポーツ庁からであり、文科省からの説明は具体的にはありませんでしたので、やり取りが十分スムーズにいっていないところもあります。国が示した令和7年度までに

は、休日の分については地域に移行し、それ以降、平日も含め移行を考えていくということになっています。

どの時点をもって完成ということも自治体によっては違うんだろうと 思いますけれども、これからの部活動を考えていく上では、地域総がかり で子どもたちを見ていく、新しいマインドに変えていくというところから も入っていかないといけないので、しっかりと市としても議論をしたり、 また、各委員からもご意見をいただいて、方向性を出していかなければな らないと思っています。

今日は、委員の方々には、3つの視点でご意見をいただきたいと思っています。

まず初めに、教育委員の皆様には、現在の部活動の意義や課題について どのようにお考えなのか、ご意見賜りたいと思っています。

畑中委員からよろしくお願いします。

畑中委員

部活動については、課長の説明にもあったように、一つは日本の文化になっているところがあると思いますし、技術の向上だけでなく、体力面、精神面を鍛えられるということと、何といっても子どもたちにしたら、3年間頑張ったというこのことが将来生きていく上でも励みにもなりますし、意味深い活動だと思います。このことについては、今後、地域の活動に移行していったとしても大切なことであると思いますし、活動の中でも実践されることだと思っております。

一方で、学校生活の中にある部活動ということですので、例えば部内での生徒間のトラブルであったり、先生方との関係が少しうまくいかなくなったりということで、本人が望む活動ができていないケースがあるというのも、実際のところだと思いますし、部活動そのものが子どもたちにとって少し負担になっている部分もあるのではないかと感じております。

今、学校外部のクラブに所属している子どもたちも多いと思いますが、 この資料を見せていただいたら、中学の部活動に所属している生徒の割合 が意外と多いんだなというふうに感じております。

今後、この部活動改革を考えるときに、教員の負担軽減はもちろんですが、生徒にとっての部活動というのはどんな意義があるのかということをいま一度、考え直して、放課後の考え方を少し変えていくいい機会になるのではないかなと思っております。今までの部活動の現状を徐々に移行していくということよりも、根本的に放課後の時間を考えるということで、教員と生徒が主体となって部活動改革が進められていくべきではないかなというふうに思っております。子どもにとって放課後の使い方や、休日の使い方の選択肢が増えるというふうになっていくことが大事だと思いますし、中学校を卒業した後、高校以降も自身の活動にも影響を与えるような機会が子どもたちにとって増えていくようになればいいのかなと考えております。

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、梅田委員、よろしくお願いします。

梅田委員

中学生という非常に心身ともに成長著しい時期にスポーツや、文化系のクラブに関わっていくということは、将来にわたっての心身個々の大きな支えにもなっていくということは、これは誰もがうなずける話ではないかなとも思っております。やはり同学年だけではなくて、異学年との関わりの中で様々な人間関係を構築していく力というのは、大きいものがあります。

反対に、そこで生まれてくる課題も、今、畑中委員がおっしゃいました ように非常に大きいだろうと思います。

課題としては、やはり部活動を支えている教員の業務負担ということは、もうこれは言わずもがなの話でもあります。業務量の違いが同じ学校に勤務する教員の中でもやはり起こっているということも大きなことではないかなと思っております。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、柳澤委員、お願いします。

柳澤委員

最初に教育長からお話があったように、なぜ文科省が、明確に方針をお出しにならないのか、あるいは、管理主体を文科省と別にしたら学校教育との連携がそもそも図れるのかという、本来、中教審答申レベルでしっかり審議していただきたい事項を先送りして見切り発車しているという率直な印象です。ここは教師論、教師観に関わると思うんですけれども、いわゆる欧米型の授業担当をベースにして給与をもらっているというスタイルとアジア的な教師像で人格等を含めたオールラウンドのスタイルがあると思います。部活動は、先ほど梅田委員がおっしゃったように、学年を超えて、学級を超えてグループで一つの目標に向かって進むというプロセスが大事だと思います。

現在いらっしゃる先生方の価値観に新しく提起された地域移行が必ずしもうまくマッチングするのかどうか分かりませんが、教育委員会のミッションとしては、検討委員会的な組織で様々な中で洗い直していく、そこからスタートする。同じような趣旨になるんですが、子どもたちの、スポーツや文化活動に対するニーズがこれまでと変わってきたのではないかと。伝統的なスポーツクラブがあって、様々な新しいスタイルの部活、あるいは同好会的な集まりでスポーツに親しみたいというニーズがあるときに、やはり多様性をどう捉えるかというクラブ活動そもそも論のところを整理して議論を進めたほうがいいかなというふうに思いました。

もう一つは、短期間で解決しないといけないんですけれども、地域の受け皿として、いわゆる総合スポーツを担う民間組織なりNPOなりがある

のかどうかという大きな課題がある。そのことが文化の継承としてうまくつないでいくような形が取れたらいいというふうには思いました。 以上です。

教 育 長

ありがとうございます。 それでは、川村委員、お願いします。

川村委員

私は、子どもたちをずっと見ていて、やはり部活動の意義は中学校の義務教育の3年間の中でスポーツや文化を楽しめる、そして、他学年の子どもたちが連帯感を持って、また、一生懸命練習をしてスキルが上がった、試合で勝ったという達成感を味わえる社会教育の場だと心から思っています。ただ、反面、やはり先生方の負担というものも長年言われていましたので、そこはとても心配はしていました。また、部活動というものが単に子どものためというだけではなくて、学校への評価につながっているところもあるのかなと、少しそこは懸念しております。

後は、数年前に部活動のガイドラインというのが決まって、平日は2時間まで、1日は休養日、休日もどちらかをお休みにして、活動日は3時間、そういうガイドラインが決まりました。結局練習時間が長くなると、子どもに対してスポーツ障害や体に疲弊を生み出してしまう等、生徒へのプレッシャー、負担が増えるということがやはりオープンになり、そういう形でガイドラインが出たと思っています。

ですから、部活動の基本は生徒の健康を守りながら、将来にわたってスポーツや文化を楽しめる土壌をつくる場であるべきだとは思っています。そういったものを考えたときに、やはり今のやり方ではどうしても崩れてきてしまいますし、少子化に対して部活動の数が適正なのかということもありますけれども、様々なことが何かしら今までの流れ作業で流れていってしまうので、やはり委員の皆さん、教育長もおっしゃいましたけれども、もう一度子ども主体で原点に立って様々なことを考えていただきたいなと思います。

教 育 長

ありがとうございます。

私も中学校教員であった時は、部活動が仕事の中で大きなウエートを占めていました。今、柳澤委員が欧米型とアジア型の風土というか、考え方を言っていただいたとおり、部活動はこれまで私たちも競技力の向上や川村委員のおっしゃった体力の向上、健康の維持、もう一つは生徒指導等の面においても大変大きな存在意義があったというふうに、関わってきた者としては思っています。近年、特にコロナ禍のここ数年間、学校生活が大きな制約を受けた中で、感染対策も十分行い、限られた範囲でしかできなかった部活動でしたが、生徒たちにとっての心の支えとなっていたということは認識しています。

その一方で、川村委員からもあったように、今後、生徒が減少する中で、

部活動をこれまでの形で維持していくことに非常に課題があり、毎年度、本市の中学校においても部活動の廃部については保護者からご意見をいただき、非常に学校長としても対応に苦慮していただいているところです。

部活動について、何らかの改革が必要だということは、教職員、保護者 等は強く認識し、共有していただいていると思っています。

近隣の生駒市では、国の指定を受けて、部活動の地域移行の先行事例として取り組んでおられますが、今、課長からもあったように、課題があるということもこの資料から見てとれると思います。

一方、冒頭言いましたように、改革の背景には、教員の働き方改革があると世間では受け止めておられるという傾向を耳にしていますが、部活動に取り組む生徒たちが取り残されるような議論になってはいけないと思います。主体は生徒ですので、生徒たちが不安を感じないように、また、地域移行になると、今心配されているのは家庭の経済状況により格差が出るのではないのかということです。そういった意味で格差や不利益が生じないように、生徒目線の改革を十分議論をして、スムーズに移行していかなければならないと私自身も思っておりますし、教育委員の皆様のご意見と全く一緒だというふうに思っています。部活動の今まであったことを全て否定するものではありませんが、生徒のニーズや社会が変わってきているということ、それから、今まで補っていた生徒指導的なところをどこで補完するのかというようなことも含めて、学校、家庭、地域がそれぞれ担う役割をしっかり委員会としても方向を示して、生徒を中心に、保護者を含め、地域全体で取り組むべきものという趣旨をしっかり伝えていかなければならないと思っております。

働き方改革があるから部活動も改革を行うという議論ばかりになると本末転倒ですので、間違った方向で議論されることがないように進めていかないといけないというのが私の思いです。

次に、課長から方向性について検討する組織を立ち上げたいとの報告がありました。今後、どのような形で議論していくのがよいのか、ご意見をいただきたいと思います。

畑中委員から、よろしくお願いします。

畑中委員

今後の部活動改革をどのように進めていくかという検討そのものは、もちろん学校、保護者、それから、教育委員会事務局に加えて、今の部活動に取り組んでいる子どもたちが中学校単位で参加する大会やコンクール、そういった部活動に実際関わっていただいている組織、中体連やスポーツ協会、文化系の組織とも連携はもちろん欠かせないことだと思います。加えて、移行していく上で、課題や成果等、現在行われている部活動指導員の方の現状の声を委員会の中でまとめて反映する、そういうことも必要になってくるかと思います。やっぱり難しいのは、実際に先ほどからもお話が出ていますけれども、運営するクラブであったり団体をどうするかとい

うことになってくると思います。ここは既に今現在、教員の方が実際に担当している部活動の種目に関わる外部のクラブや所属する団体であったり、人脈というものをお持ちだと思いますので、そのようなクラブや指導者をコーディネートしていく、ちょっと教員の関わり方というところになるかも分からないんですが、そういう役割を果たしながら、委員会のメンバーとして参加してもらうということが大事なんじゃないかなと思います。

本当は、最初から運営していただくクラブや団体のリーダー的な方に検討委員会に入っていただければ一番いいと思うんですけれども、なかなか難しいところだと思いますので、そういった方を先々はメンバーの中へ入っていただくというような方向で進めていくのが必要じゃないかなと思います。中学校の部活だけでなくて、外部で活動されているクラブの中には、指導者の方が小学校から中高、大学、社会人として長く続けられるような技術のつけ方や体づくりを大事にしながら指導されている指導者の方がたくさんおられると思いますので、その中で、中学校の段階でどのような取組をすればいいのかというような視点を持った方々をぜひこの検討委員会のメンバーとして入っていただけるようになればいいのかなというふうに考えております。

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、梅田委員、よろしくお願いいたします。

梅田委員

資料7にこの検討する組織のイメージを書いてくださっていますが、先ほどからの各委員のお話の中にもそれぞれ要素が含まれておりましたけれども、奈良市としての方向性は何かということをまず先に持っておくことが必要だと思います。そのことを考えた上で、それぞれの組織においてどのようなメンバーで、または、その組織の下にワーキングというようなものをぶら下げるのかどうなのかということも含めた組織図をしっかり組み立てて動いていくということが必要ではないかと思います。

では、部活動そもそも論を奈良市としてはどのように考えていくか。先ほど柳澤委員からは、それこそ中教審のほうからその方向性をというお話もありましたけれども、本当にそのレベルでのお話だと思います。だけれども、今これだけの方向性とスケジュールで示されていますので、奈良市として放課後または休日の時間をどのようにするかという視点で、子どもたちの健全な成長を考え、環境をどうつくっていくのか、考え方を整理する場がまず必要だろうというふうに思いました。

次に必要なのは、地域移行したときに、そこを受け止める受皿づくりです。この資料7の中から言えば、運営主体の中に様々な団体や考えられるであろう組織が挙がっていますけれども、多分これらはつながっていない組織であろうかとも思います。

ですので、この中で奈良市として、スポーツ振興課等々の協力も得なが

ら受皿づくりをしっかりとしていく。その上で、そこにどのような仕組みを入れ、市として体制を支えていくのかという、それぐらいの大きな話になっていくんだろうなというふうにも思いました。

大会等々の在り方については、市の中体連であったり、市のスポーツ協会などが中心になりながら様々な調整が行われていると思います。上位の団体との調整も含めて整理が必要であろうと思います。

先ほど畑中委員がおっしゃっていたこともそうですし、専門的な面から 学識経験者も必要なのかもしれませんし、それぞれの段階に関わっておら れる代表の方が適時入っていただけるような柔軟性のある組織運営で検 討していくことが必要ではないかと、本当にイメージでしかありません が、そのように思います。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。 それでは、柳澤委員、お願いします。

柳澤委員

梅田委員がおっしゃったように、ポイントは、奈良市のスポーツ振興課との関係をどういうふうに構築していくかであると思います。やはり社会人や競技スポーツも含めてスポーツ振興課がトップでやっていき、そこに学校教育の部活動の部分をどう位置づけていくのかというのがあると思います。先方も類似の資料を当然持っておられて、首長部局でお考えのプランニングが恐らくあるでしょうから、ここは丁寧に摩擦が起きないように進めていく必要があるだろうなと思いました。

それから、組織については、大学関係者を積極的に使ったほうがいいと思います。奈良市には少なくとも奈良女子大学に大学教員としてスポーツ関係のスタッフがいます。それから、教育大にも体育の教員がいます。あるいは生涯スポーツという考え方もあります。天理大学にも体育学部系統が当然あったので、その意味でいうと奈良市は学識経験者の知恵を借りるという点で非常にメリットがあると思いますので、積極的に活用して、助言をいただくとよいと思いました。

それから、以前から、小学校区、中学校区という中で、校区を越えるかどうかといういろんなご議論があったときに、そんなに校区が大事なのかと思ったりしたんです。中学校区ごとなのか、あるいは全中学校区一本でいくのか、というその辺も含めて今回の学区、中学校区をどう考えるかということにも当然入ってくると思います。このことは、校長会からスタッフをしっかり出していただいて、部活動の現状を彼らの言葉で語っていただくことが大事だと思います。

さっき中学校区の問題で合同でと言ったのは、あえて申し上げると、要は中学校区2つ合わせてやる、そうすると、地域総合スポーツが要らないかもしれない、あってもいいですけれども、そこから講師を派遣してもらうと、そういうふうなやり方もあるので、必ずしも地域丸投げという考え

方を最初から取らないでもいいのかなと思いました。だから、ここはいわゆる合同部活動チームをどういうふうに位置づけていくか、検討するうえで、学校関係者、あるいは学識経験者が入られたほうがいいというふうに申し上げたんです。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。 川村委員、お願いします。

川村委員

少し戻りますけれども、私も部活動の意義というのが、やはりこのコロナ禍で大分変わってきたなと感じます。中学校の子どもたちが実際どんなことを体に身につけ、心に身につけていくのかというのは、やはり部活動を考えたときには必要なのかなと思います。

また、組織を立ち上げるときのメンバーなんですけれども、梅田委員がおっしゃったように、中学校の時期の子どもたちのスポーツ、文化をどう考えるのか奈良市の方向性として考えていただきながら組み立てていくべきであると思います。小学校区ごとに地域のスポーツ団体として野球やサッカー、ダンス、テニス等をしているところもあります。そのような小学校区ごとで動いている、実際今の子どもたちを見ているスポーツ団体の方にもぜひ入っていただいて、検討会では様々なご意見をいただいたら、将来の子どもたちのためになるものがつくり上げられるんじゃないかなと思います。

教 育 長

ありがとうございます。

各委員からご意見をいただいたように、誰もが経験していないことをイメージしながら、令和7年度の休日の移行だけを視点にするのではなく、平日の活動についても広く議論いただく必要があるだろうと思います。また、保護者・市民は国の議論の過程を詳しくご存知ないので、今後、教育委員会が行う協議の過程を広く公開する形で進め、市民の方も傍聴していただく等、進めていくほうが分かりやすいのではないかと思っています。検討する組織についての貴重なご意見をいただきましたので、もう一度事務局で検討していきたいと思います。

それから、将来的には部活動の地域移行に伴い、教員の働き方改革を進めていくわけですが、将来、教員が全ての部活動から離れるということではなくて、意欲や熱意のある教員がどんな形で関わっていくのか、国の考え方として兼職兼業のような制度を使って、教員が部活動に参画できるなどの案が出ています。私は、教員が子どもと向き合う時間をどうつくり出していくのかということをあらゆる学校の仕事、校務の中から見直していく中で、部活動は一番その占める割合が多いということから、議論が始まってきたと思っていますが、いつの間にか教職員の働き方改革に看板が変わってしまったと感じています。今後、教員の関わり方がどんなふうにな

っていったらいいのかについて議論されていかなければならないだろう し、法の整備や、兼職兼業になった場合、経費を誰が出すのかということ も議論して解決していかなければならないと思います。

次に、3点目として、今後、教員の関わり方について、思いや理想など ご意見をいただければと思います。

畑中委員からお願いします。

畑中委員

保護者の立場で言いますと、教員の方が部活動に関わっていただくというのは絶対的な安心というものもありますし、生活指導、生徒指導という面においても信頼でき、そこは先生方の関わる、つながりを持てる大切な活動だと思っています。その上で、今後、活動移行していく中で、先生方が、例えば今まで指導してきた種目から切り離してしまうかというと、そうではなく、部活動ではないけれども、先生方はその種目に指導者として関わっていただくような形がいいのではないかと思います。経験者の方々も教員の方には多いと思いますので、そういったところも大事かと思います。

後は、関わり方といいますか、部活動指導員の派遣事業の中で、資料の 説明がありましたけれども、単独で引率していくケースが少ないことが休 日に休養を十分取れていないところへつながっているということですけ れども、現状で休日だけ移行していくというのはかなりハードルが高く課 題もあるので、平日の移行も併せて一緒にこの時点から考えていく必要が あるのではないかと思います。

それから、柳澤委員がおっしゃった校区の問題ですが、地域部活動というと、現状の中学校の施設を使ってそのまま移行してできるというケースもあると思いますが、場合によっては、種目によっては中学校同士が一緒になって進めたほうがいい場合もあると思いますし、もう校区を越えてクラブチームとして生徒が参加していくというようなケースも出てくると思いますので、そのあたりしっかり教員の方が方向性の議論にも関われるようになっていけばいいと思います。将来的には中学校単位で、例えば近畿大会、全国大会につながる競技に参加する学校もあれば、アンダー15というような考え方で、参加資格を変えていくという方向性も必要ではないかというふうにも思っております。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。 梅田委員、お願いします。

梅田委員

地域の受皿の中で実施することを考えたときに、地域の運営主体の人材だけではもちろん足りないということと併せて、今お話があったような、そもそも学校でずっと指導してきた人材がいることによる安心感と、小学校のことを思い返してみますと、小学校の子どもたちは、休日や放課後に

スポーツクラブに属して、そこで活動しているという動きも奈良市の中でもたくさんあったんですよね。そこは複数の小学校から集まっているという場合もあるし、1つの小学校の場合もあるし、練習のためにその小学校の体育館を借りてということもある。そういうときに、教員がそこに顔を出しているけれども、そのときの顔は教員としてではなくチームの指導者としての顔で指導しているという、そのように小学校でできていたことと同じような動き方ができないかなと思ったりはするんです。ただ、これは、地域移行する上では、兼職兼業の考え方が出てきますので、時間外労働の時間数や年間の労働時数が決まっているのであれば、変形労働時間制を導入していく等も検討しなければならないのではないかと思います。

最初の段階でいかに学校としっかり切り離して仕組みをつくっていくかということも一つの視点なのではないかと思っておりました。その中で指導していきたいと思う先生方については、その受皿の中に位置づけて、ぜひその力をお借りしていくという整理ができればいいなと思いました。以上です。

教 育 長

ありがとうございました。 柳澤委員、お願いします。

柳澤委員

梅田委員の思い切った発言だなと思って聞いていました。最終的に学校教育から完全に切り離すかどうかが最大の論点だと思います。結論から言うと、切り離すべきだと一応頭の中は整理していますが、ただ、これは学校教育の一環としてやるべきだという先生方の強い思いとの葛藤があって、3年間で解決するかどうか分からないんですけれども、本当にポイントだと思いました。

もう一つ、極論を申し上げると、兼職兼業について、平日の部活動も兼職兼業でやるという考え方もある。それは、先ほども申し上げたんだけれども、超過勤務をどういうふうに整理していくか、これは早く国のほうが基準を決めて勤務時間を超えたら超過勤務手当を払い、部活に見合う兼業手当を出すとなれば、そもそも制度的にもすっきりする、そういうふうに思いました。

教 育 長

ありがとうございました。 それでは、川村委員、お願いします。

川村委員

私もやはり先生のお仕事ではないという形で線引きをしたいなと常々思っております。実際、競技経験がないまま顧問になっていらっしゃる方もいらっしゃいますし、3年、5年たてば、先生方も異動されますので、そういうことも踏まえれば、子どもたちのためのスポーツ、文化活動ということであれば、少し先生方と切り離してしていただけたらいいなと思います。また、先ほど小学校でいろんな活動している団体があるという中で、

もう一つ、地域のテニスサークルで活動している方やパターゴルフやサッカーをやっていらっしゃるシルバー世代の方もいらっしゃるんですけれども、そういった地域の方にも関わっていただくような受皿が、先生方から切り離すという点では、候補として上がるのではないかなと思いました。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

今日、各委員からご意見を頂いたように、教員主体の部活動を地域に移行するには、無償ボランティアだけで賄ってもらえると私も思っていませんし、国も同様に考えているのだろうと思います。熱意だけではなかなか継続性がないので、十分議論を重ねて教員の関わり方も含め、しっかりと議論を構築していきたいと思っています。

ご意見いただいたことは、全て事務局でまとめ、今日の協議を踏まえて 次の計画を立てて、各委員にもご報告をしていきたいと思っています。

今日は長時間にわたり協議していただきありがとうございました。今日 ここで方向性をお示しすることはできませんが、今後も継続して進めてい きたいと思っています。

それでは、この辺で協議は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

これで本日の案件は全て終了いたしました。ほかに何かご意見、ご連絡等ございませんでしょうか。

続いては、定例教育委員会の日程をお伝えいたします。

10月の定例教育委員会は10月18日の火曜日の10時から予定をしております。よろしくお願いをいたします。

それでは、これをもちまして本日の教育委員会を閉会といたします。 どうもありがとうございました。